

令和 7 年 9 月 4 日 招 集

追加提出議案

草加市議会 9 月 定例会

議 案 目 次

第 7 9 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例の制定について……………	1
--	---

第 7 9 号議案

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例の制定について

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の条文の
所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

参 考 資 料

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

(草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ど	(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ど

もに対し、児童福祉法第33条の10に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

もに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。